



# 山形県公報

平成26年4月1日(火)

号 外 (11)

## 目 次

### 規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 1
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (県民文化課) …同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子育て支援課) … 2
- 山形県河川法施行細則の一部を改正する規則…………… (河 川 課) …同
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 3

### 訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) … 8
- 山形県官報報告規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …同
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …同

### 合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 9

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第35号

##### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課」を「及び納税課」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第36号

##### 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年8月県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号及び第7条第3項第2号中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第37号**

**山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「6人」を「4人」に改める。

**附 則**

この附則は、公布の日から施行する。

山形県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第38号**

**山形県河川法施行細則の一部を改正する規則**

山形県河川法施行細則（昭和40年10月県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「許可」を「許可又は登録」に改め、同条第1項中「から第25条までの規定による許可」を「、第24条若しくは第25条の規定による許可又は第23条の2の規定による登録」に改め、同項ただし書中「及び第24条の規定による許可」を「若しくは第24条の規定による許可又は第23条の2の規定による登録」に改め、同条第2項中「許可」を「許可又は登録」に改める。

第5条を次のように改める。

（書類の経由）

第5条 法及び令の規定により知事に提出する書類は、所轄総合支庁長を経由しなければならない。

別表中

施行規則第11条の規定による水利使用に関する許可の申請書の写し	一級河川の指定区間に係るもの	1 令第45条第4号の規定に該当するもの及び令第2条第7号の河川工事の施工区域内のもの 3部 2 1以外のもの 2部
	二級河川に係るもの	1 施行法第7条の規定により建設大臣が工事を行う区域内における特定水利使用に関するもの 5部 2 1の区域内における特定水利使用以外の水利使用に関するもの 3部 3 1の区域外における特定水利使用に関するもの 2部 4 1の区域外における特定水利使用以外の水利使用に関するもの 2部
	1 施行規則第12条の規定による土地の占用の許可の申請書の写し	1 令第45条第5号及び第6号に該当するもの及び令第2条第7号の河川工事の施工区域内のもの 3部 2 1以外のもの 1部
	2 施行規則第13条の規定による河川の産出物の採取に関する許可の申請書の写し 3 施行規則第15条の規定による工作物の新築等に関する許可の申請書の写し 4 施行規則第16条の規定による土地の掘さく等の許可の申請書の写し	1 施行法第7条の規定により建設大臣が工事を行う区域内のもの 3部 2 1以外のもの 1部

を

施行規則第11条の規定による水利使用に関する許可の申請書の写し	一級河川の指定区間に係るもの	1 令第45条第4号の規定に該当するもの 3部 2 1以外のもの 1部	に改める。
	二級河川に係るもの	1 特定水利使用に関するもの 3に係る行政機関及び関係市町村の数を加えた部数 2 1以外のもの 1部	
施行規則第11条の2の規定による水利使用に関する登録の申請書の写し	一級河川の指定区間に係るもの及び二級河川に係るもの	1部	
1 施行規則第12条の規定による土地の占用の許可の申請書の写し 2 施行規則第13条の規定による河川の産出物の採取に関する許可の申請書の写し 3 施行規則第15条の規定による工作物の新築等に関する許可の申請書の写し 4 施行規則第16条の規定による土地の掘さく等の許可の申請書の写し	一級河川の指定区間に係るもの	1 令第45条第5号及び第6号に該当するもの 3部 2 1以外のもの 1部	に改める。
	二級河川に係るもの	1部	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第39号**

**山形県財務規則の一部を改正する規則**

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第6条第1項中「及び学事文書課」を「、学事文書課及び税政課（県税（県税に附帯する税外収入を含む。）に係る事務を除く。）」に、「及び地域医療対策課」を「、地域福祉推進課、地域医療対策課及び健康長寿推進課」に、「畜産課及び水産課」を「畜産振興課及び水産振興課」に改める。

第15条第4項第2号中「、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課」を「及び納税課」に改める。

第86条第2項に次の3号を加える。

(18) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく補償金、加算金及び過怠金

(19) 郵便貯金銀行に対して現金で支払う必要がある手数料

(20) 外国への送金により支払う経費及び当該送金に要する経費

第120条第2項中「及び印刷物製造」を削る。

第186条第2項第2号中「第299条」を「第277条」に改める。

第192条第4項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「指導・調達」を「指導・システム」に、

「調達専門員」を「資金出納専門員」に改め、同表第2項組織の区分の欄中「及び学事文書課」を「、学事文書課及び税政課（右欄(1)ハ及びホ（県税（県税に附帯する税外収入を含む。）に係るものに限る。）並びに同欄(6)に係る事項を除く。）」に、「及び地域医療対策課」を「、地域福祉推進課、地域医療対策課及び健康長寿推進

課」に、「畜産課及び水産課」を「畜産振興課及び水産振興課」に改め、「(右欄(1)ロ及びへに係る事項のうち別表第2第1項に掲げるものに係る事項については、各課(管理課、道路整備課、河川課に限る。))」を削り、同項出納員として指定する職の欄中「右欄(4)」を「総務部人事課にあつては総務専門員、右欄(4)」に、「総務部税政課にあつては課長補佐(総務を担当するものに限る。)」を「総務部財政課にあつては予算第三係長、総務部管財課にあつては予算主査、右欄(1)ハ及びホ(県税(県税に附帯する税外収入を含む。))に係るものに限る。))並びに同欄(6)に関する事項については、総務部税政課の課長補佐(総務を担当するものに限る。)、企画振興部市町村課にあつては主査(予算担当)、企画振興部統計企画課にあつては予算主査」に、「調整主査」を「調整主査、健康福祉部障がい福祉課、農林水産部の農業技術環境課、農村計画課及び林業振興課にあつては予算主査」に、「上席の調査官」を「副主幹」に、「にあつては調査官」を「にあつては課長補佐」に改め、「教育庁国体推進課にあつては主査」を削り、同項代決する出納員として指定する職の欄中「右欄(4)」を「総務部人事課にあつては調整主査、右欄(4)」に、「主事、右欄(5)」を「主査、右欄(5)」に、「総務部税政課にあつては総務主査」を「総務部財政課にあつては主事(予算第三係)、総務部管財課にあつては課長補佐、右欄(1)ハ及びホ(県税(県税に附帯する税外収入を含む。))に係るものに限る。))並びに同欄(6)に係る事項については、総務部税政課の納税主査、企画振興部の市町村課及び統計企画課にあつては主事(予算担当)」に、「危機管理企画・調整担当」を「危機管理企画・調整担当)、健康福祉部障がい福祉課にあつては主事(予算担当)、農林水産部農業技術環境課にあつては主査(予算担当)、農林水産部農村計画課にあつては上席の主査(予算担当)、農林水産部林業振興課にあつては主事(予算担当)」に、「課長補佐(情報公開担当)」を「情報公開主任」に、「上席の主事、教育庁国体推進課にあつては課長補佐」を「主査」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「(庄内総合支庁総務企画部総務課にあつては、上席の審査出納主査)」を削り、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「村山総合支庁総務企画部納税課」を「村山総合支庁総務企画部納税課(西村山税務室及び北村山税務室を除く。))」に、

「村山総合支庁総務企画部西村山総務課 村山総合支庁総務企画部西村山税務課」	を	「村山総合支庁総務企画部納税課(西村山税務室に限る。) 村山総合支庁総務企画部西村山総務課」	に、
「村山総合支庁総務企画部北村山総務課 村山総合支庁総務企画部北村山税務課」	を	「村山総合支庁総務企画部納税課(北村山税務室に限る。) 村山総合支庁総務企画部北村山総務課」	に、
「置賜総合支庁総務企画部税務課」	を	「置賜総合支庁総務企画部税務課(西置賜税務室を除く。))」に、	
「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課 置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課」	を	「置賜総合支庁総務企画部税務課(西置賜税務室に限る。) 置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課」	に改め、

同欄第2号中 「村山農業高等学校 楯岡高等学校 東根工業高等学校」 を 「楯岡高等学校 村山産業高等学校」 に、 「金山高等学校 真室川高等学校」 を 「真室川高等学校」 に、

「山添高等学校 庄内総合高等学校」 を 「庄内総合高等学校」 に改め、同表第4項中「総務企画部税務課」を「総務企画部税務課(置賜総合支庁総務企画部税務課西置賜税務室を除く。))」に、「限る。)(村山総合支庁を除く。))」を「限る。))」に、「限る。)(村山総合支庁に限る。))」を「限る。))」に、「総務企画部納税課」を「総務企画部納税課(村山総合支庁総務企画部納税課の西村山税務室及び北村山税務室を除く。))」に、

「村山総合支庁総務企画部西村山総務課 村山総合支庁総務企画部西村山税務課 (1イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。))」	を	「村山総合支庁総務企画部納税課(西村山税務室に限る。)(1イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。)) 村山総合支庁総務企画部西村山総務課」	に、
「村山総合支庁総務企画部北村山総務課 村山総合支庁総務企画部北村山税務課 (1イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。))」	を	「村山総合支庁総務企画部納税課(北村山税務室に限る。)(1イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。)) 村山総合支庁総務企画部北村山総務課」	に、

「 置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課  
置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課  
(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。」

「 置賜総合支庁総務企画部税務課(西置賜税務室に限る。)(1)イ及びロ並びにハ及びホに係る事項のうち別表第2第2項に掲げる経費に係る事項に限る。」

を

に改め、同表第5

項中

税務課長 課税課長(右欄(2)に係る事項に限る。) 納税課長 西村山税務課長 北村山税務課長 西置賜税務課長	税務課の課長補佐 課税課の課長補佐 納税課の課長補佐 (西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課にあつては、税務専門員)
---	--

を

「 税務課長(置賜総合支庁総務企画部税務課西置賜税務室にあつては、西置賜税務室長)  
課税課長(右欄(2)に係る事項に限る。)  
納税課長(村山総合支庁総務企画部納税課西村山税務室にあつては西村山税務室長、村山総合支庁総務企画部納税課北村山税務室にあつては北村山税務室長)

「 税務課の課長補佐(置賜総合支庁総務企画部税務課西置賜税務室にあつては、納税管理主査)  
課税課の課長補佐  
納税課の課長補佐(村山総合支庁総務企画部納税課西村山税務室及び村山総合支庁総務企画部納税課北村山税務室にあつては、納税専門員)

に改め、同項出納員に委任する事項の欄第

1号中「、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課」を「及び納税課」に改め、同表第6項中

最上総合支庁 産業経済部農 村整備課 課長補佐 (総務を 担当する ものに限 る。) 最上総合支庁 建設部高坂ダ ム管理課 ダム管理 主査	総務主査 技師	を	最上総合支庁 産業経済部農 村整備課 最上総合支庁 建設部高坂ダ ム管理課 課長補佐 (総務を 担当する もんに限 る。) ダム管理 主査	総務専門 員 主任技師
---	------------	---	---	-------------------

に、

庄内総合支庁 産業経済部農 業技術普及課 (産地研究室 を除く。) 庄内総合支庁 産業経済部農 業技術普及課 (産地研究室 に限る。) 総務専門 員	主査 庶務係長	を	庄内総合支庁 産業経済部農 業技術普及課 (産地研究室 を除く。) 庄内総合支庁 産業経済部農 業技術普及課 (産地研究室 に限る。) 総務専門 員	庶務係長 総務主査
---	------------	---	---	--------------

に、

「職員育成センター 環境科学研究センター	総務専門員 総務課長	総務課長 総務主査	を	「職員育成センター 環境科学研究センター	総務主査 総務課長	総務課長 総務専門員	に、
「精神保健福祉センター	次長	主査	を	「精神保健福祉センター	次長	主事	に、
「農業総合研究センター水田農業試験場	総務課長	庶務係長	を	「農業総合研究センター水田農業試験場	総務課長	総務主査	に、
「病虫害防除所庄内支所	総務専門員	主査	を	「病虫害防除所庄内支所	総務専門員	総務主査	に、
「上山明新館高等学校	総務主査	主査	を	「上山明新館高等学校	事務部次長	総務主査	に、
「谷地高等学校	事務次長	主事	を	「谷地高等学校	事務次長	主査	に、
「村山農業高等学校 楯岡高等学校 東根工業高等学校 北村山高等学校	事務次長 主査 事務次長 事務部次長	主査 副主任 主査 主査	を	「楯岡高等学校 村山産業高等学校 北村山高等学校	主査 総務主査 総務主査	副主任 主査 主査	に、
「新庄南高等学校	事務次長	主事	を	「新庄南高等学校 （金山校にあつては、主任主事）」	事務次長 （金山校にあつては、主任主事）」	主事	に、
「金山高等学校 真室川高等学校	主事 主事	事務長 事務長	を	「真室川高等学校	主事	事務長	に、
「米沢工業高等学校 米沢商業高等学校 置賜農業高等学校 南陽高等学校	事務部次長 事務次長 主査 総務主査	総務主査 主事 上席の主事 主事	を	「米沢工業高等学校 米沢商業高等学校 置賜農業高等学校 南陽高等学校	事務部次長 主査 事務次長 総務主査	主査 主事 主査 主査	に、

「鶴岡南高等学校	事務部次長	主査	を	「鶴岡南高等学校	事務部次長(山添校にあつては、主任主事(山添校に置くものに限る。))	主任主事(山添校に置くものを除く。)	に、
----------	-------	----	---	----------	------------------------------------	--------------------	----

「加茂水産高等学校 庄内農業高等学校 山添高等学校	上席の主査 上席の主査 主事	次席の主査 次席の主査 事務長	を	「加茂水産高等学校 庄内農業高等学校	事務次長 上席の主査	主査 次席の主査	に、
---------------------------------	----------------------	-----------------------	---	-----------------------	---------------	-------------	----

「山形盲学校	事務部次長	上席の主査	を	「山形盲学校	事務部次長	主査	に、
--------	-------	-------	---	--------	-------	----	----

「米沢養護学校 ゆきわり養護学校 鶴岡養護学校	事務次長 事務部次長 上席の主事	主査 主査 次席の主事	を	「米沢養護学校 ゆきわり養護学校 鶴岡養護学校	事務部次長 事務部次長 主査	主査 総務主査 主任主事	に、
-------------------------------	------------------------	-------------------	---	-------------------------------	----------------------	--------------------	----

「村山特別支援学校 楯岡特別支援学校	事務部次長 事務次長	総務主査 上席の主事	を	「村山特別支援学校 楯岡特別支援学校	事務部次長 総務主査(寒河江校に置くものを除く。)	総務主査(山形校及び天童校に置くものを除く。) 上席の主事	に改め、同表第7項中
-----------------------	---------------	---------------	---	-----------------------	------------------------------	----------------------------------	------------

「東京事務所	調整主査(総務を担当するものに限る。)	主事(庶務係)	を	「東京事務所	総務係長	主事(総務係)	に改める。
--------	---------------------	---------	---	--------	------	---------	-------

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息については、なお従前の例による。

# 訓 令

## 山形県訓令第9号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項中

健康福祉部健康福祉企画課長

を

健康福祉部地域福祉推進課長

に改め、同表(2)

職印の項57の項中「西村山税務課長及び北村山税務課長並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課長」を「課税課長、納税課長、納税課西村山税務室長及び納税課北村山税務室長並びに置賜総合支庁総務企画部税務課西置賜税務室長」に改め、同表(2)職印の項62の項中

総務部税政課庶務担当

を 総務部税政課長

に改め、

同表(2)職印の項63の項中「西村山税務課長及び北村山税務課長並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課長」を「納税課西村山税務室長及び納税課北村山税務室長並びに置賜総合支庁総務企画部税務課西置賜税務室長」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県訓令第10号

庁 中

山形県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県官報報告規程の一部を改正する訓令

山形県官報報告規程（昭和39年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表掲載事項の欄第5項第2号中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び医療統括監」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 山形県訓令第11号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1号1本庁の項の表中

健康福祉企画課

健企

を

健康福祉企画課  
地域福祉推進課

健企  
地福

に、



畜産課 水産課	畜産 水産	を
畜産振興課 水産振興課	畜振 水振	に、
森林課	森	を
林業振興課	林振	に、
用地課	用	を
県土利用政策課	土政	に改め、同別表2出先機関の項の表中
西村山税務課 北村山総務課 北村山税務課	村総西税 村総北総 村総北税	を
北村山総務課	村総北総	に、
西置賜総務課 西置賜税務課	置総西総 置総西税	を
西置賜総務課	置総西総	に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第12号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
各 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事	吉村美栄子
山形県議会議長	鈴木正法
山形県選挙管理委員会委員長	熊谷誠
山形県人事委員会委員長	安孫子俊彦
山形県代表監査委員	会田稔夫
山形県労働委員会会長	立松潔
山形海区漁業調整委員会会長	加藤栄
山形県内水面漁場管理委員会会長	伊藤健雄

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	昭和49年4月	県訓令第13号	の一部を次のように改
		県議会訓令第1号	
		県選挙管理委員会訓令第18号	
		県人事委員会訓令第1号	
		県監査委員訓令第2号	
		県地方労働委員会訓令第1号	
		山形海区漁業調整委員会訓令第1号	
		県内水面漁場管理委員会訓令第1号	

正する。

別表第1村山総合支庁の項中「西村山総務課及び西村山税務課」を「納税課西村山税務室及び西村山総務課」に、「北村山総務課及び北村山税務課」を「納税課北村山税務室及び北村山総務課」に改め、同表置賜総合支庁の項中「西置賜総務課及び西置賜税務課」を「税務課西置賜税務室及び西置賜総務課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。